

助産婦養成所の運営に関する指導要領

助産婦養成所(以下「養成所」という)の運営に関する指導については、保健婦助産婦看護婦法(昭和23年法律第203号、以下「法」という)及び保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則(昭和26年文部・厚生省令第1号、以下「指定規則」という)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第1 学則に関する事項

学則は、養成所ごとに定めること。ただし、保健婦課程、看護婦課程又は准看護婦課程を併設する養成所にあつては、これらの課程を総合して学則を定めて差し支えないこと。

第2 学生に関する事項

1. 入学の選考

- (1) 入学資格の認定は、法及び指定規則に基づき適正に行うこと。
- (2) 入学の選考は、提出された書類、選考のための学力検査の成績等の資料に基づき適正に行うこと。

2. 卒業の認定

- (1) 学生の卒業は、学生の成績を評価してこれを認めること。
- (2) 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者については、原則として卒業を認めないこと。
- (3) 欠席日数が出席すべき日数の3分の1以内であっても、各学科及び実習に係る出席時間数が指定規則に定める時間数に満たない者については、時間外における補習又は卒業の延期等の方法によって必要な補習を行った上で卒業を認めること。

第3 教員に関する事項

1. 専任教員及び教務主任

- (1) 専任教員となることのできる者は、次の各号に該当する者であること。
 - ア. 高等学校若しくは旧制高等女学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者

イ. 看護婦学校養成所及び助産婦学校養成所を卒業した者

ウ. 助産婦として5年以上業務に従事した者

エ. 専任教員として必要な研修を受けた者又は助産婦の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

(2) 教員は、1の課程に限り専任教員となることができること。

(3) 専任教員は、各学級ごとに配置し、学生の指導に支障を来さないようにすること。

(4) 学生定員が20名を超える場合には、専任教員を適当数増員することが望ましいこと。

(5) 専任教員の担当授業時間数は、過重にならないよう1人1週間当たり15時間を標準とすること。

(6) 教務主任となることのできる者は、(1)に該当する者であつて、次のいずれかに該当するものであること。

ア. 専任教員の経験を3年以上有する者

イ. 看護研修研究センターの幹部看護教員養成課程修了者

ウ. 看護業務経験が通算10年以上の者であつて、助産婦教育に関する経験を通算5年以上有し、かつ、教育上適当な実績を有するもの

エ. アからウまでの各号の者と同等以上の学識経験を有すると認められる者

2. 実習調整者

(1) 実習計画の作成、実習施設との調整及び実習評価表の管理等を行う者(以下「実習調整者」という)が定められていること。

(2) 実習調整者となることのできる者は、1-(1)-アからエまでに該当する者であること。

3. 実習指導者

(1) 実習指導者となることのできる者は、担当する科目について相当の学識経験を有し、かつ、原則として必要な研修を受けたものであること。

(2) 実習施設が3か所以上にわたる場合は、養成所

に専任の実習指導者を置くよう努めること。

4. その他の教員

各科目を教授する教員は、当該科目について相当の学識経験を有する者であること。

第4 教育に関する事項

1. 指定規則別表2に定める各授業科目の教科内容は、別表1を標準とすること。

2. 教育実施上の留意事項

- (1) 分娩の取扱いの実習については、助産婦又は医師の監督の下に、学生1人につき正常産を10例以上直接取扱うものとする。
- (2) 講義、実習の中で研究を行うこと。
- (3) 実習は、実践活動の場において行う実習のみで所定の時間数にわたり行うこと。

第5 施設設備に関する事項

1. 教室等

- (1) 学級数に相当する専用の普通教室を有すること。
- (2) 助産、健康診査、保健指導、受胎調節実地指導等の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。
- (3) グループ討議を行うのに必要な演習室を設けることが望ましいこと。
- (4) 調理実習室及び図書室については、他の適当な施設と兼用することは差し支えないが、設備、面積、使用に当たっての時間的制約、立地条件等からみて教育効果に支障を生ずるおそれがある場合には専用のものとする。
- (5) 校舎の各室は、採光、換気が適当であり、学生の学習環境にふさわしい考慮が払われていること。

2. 教室等の面積

- (1) 普通教室の面積は、学生1人当たりおおむね1.7㎡以上とし、かつ、1教室の面積は34㎡以上であること。
- (2) 実習室の面積は、分娩台及び診察台1台当たり20㎡以上有すること。実習室には、備え付けの沐浴槽、手術用手洗設備、給湯・給水の設備を設けるとともに、校内実習に要する機械器具、リネン類等を格納する場所を備えること。

- (3) 図書室の面積は、学生の図書閲覧に必要な閲覧機の配置及び図書の格納のために十分な広さを有すること。

3. 機械器具、模型及び図書

- (1) 教育上必要な機械器具、模型は、別表2に掲げるものを有すること。
- (2) 図書は、専門科目関係1500冊以上、学術雑誌20種類以上を標準とし、定員数に応じて整備すること。
- (3) 機械器具、模型及び図書は、適当数を補充し充実に努めること。

第6 実習施設に関する事項

1. 実習施設は病院とし、保健所及び助産所を加えること。
2. 実習病院は原則として2か所以内とすること。
3. 実習病院は次の条件を具備していること。
 - (1) 外来を含む産科診療部門の管理体制が適切であること。
 - (2) 外来、産科棟には学生の指導を担当できるよう適当な助産婦の実習指導者が定められていること。
 - (3) 助産婦による妊婦、産婦、褥婦、及び新生児に対する健康診査、保健指導及び分娩管理等が適切に行われていること。
 - (4) 分娩室に隣接するか又は緊急時に対応できる場所に適当な学生控室を有すること。
 - (5) 看護職員に対する現任教育訓練(院内・院外)が計画的に実施されていること。
4. 実習施設に診療所、母子健康センター、市町村保健センター等を適宜含めるものとする。

第7 寄宿舎に関する事項

入寮を希望するものに対する厚生施設としての寄宿舎を用意すること。

第8 管理及び運営に関する事項

1. 管理組織を明確に定め、かつ、十分に機能させること。
2. 養成所開設後も引き続き教育環境を整備するために必要な措置を講じること。

別表 1 授業科目とその教科内容(その1)

科目	時間数	教科内容
助産学概論	15 講義 15	助産学の基本概念を理解させ助産婦の責務と役割を認識させる。 1. 助産の意義 2. 母子保健と助産の変遷 3. 母子保健の動向と諸制度 4. 職業的責務 5. 助産学を構成する理論 6. 助産過程の基本 7. その他
生殖の形態・機能	45 講義 45	助産の展開に必要な生殖系の形態機能と環境要因を理解させる。 1. 助産の診断・ケアに必要な生殖器系、関連ある内分泌・神経系の形態構造と生殖生理 2. 性の機能と行動 3. 遺伝と遺伝疾患 4. マタニティサイクルの母子栄養 5. 母体・胎児・新生児の免疫学的特性 6. 母子の健康に及ぼす環境因子 7. マタニティサイクルの異常 8. 女性のライフサイクルの異常 9. その他
母性の心理・社会学	45 講義 45	助産実践に必要な母性の生涯にわたる心理、社会面の変化や行動発達に関わる基礎を習得させる。 1. 女性のライフサイクル各期の発達課題と危機援助の理論 2. 妊娠、分娩、産褥各期の母性心理 3. 妊娠、出産、育児に伴う家族の役割と関係 4. 母子・父子関係成立の過程 5. 文化・社会・経済的要因が母子に与える影響 6. 性の概念、性役割の形成と発達 7. 性の社会・文化的側面と倫理 8. その他
乳幼児の成長発達	15 講義 15	保健指導をする上での基本となる乳幼児の成長発達を理解させる。 1. 形態機能的成長(免疫学・栄養学的特性を含む)に関する諸問題 2. 認知、精神運動、情意の発達 3. その他
助産診断学	講義 105	助産過程の展開に必要な診断の技法を理解させる。 1. 助産を系統的に行うための診断の概念 2. 妊娠・分娩・産褥の開始の診断、ハイリスクのスクリーニング、正常経過の確認、正常からの逸脱の発見に必要な診断の原理と技法 3. 新生児の健康診断、乳幼児の保健指導に必要な健康診断の原理と技法 4. 女性のライフサイクルにおける保健指導に必要な健康診断の原理と技法 5. その他
助産技術学	講義 105 実習 270 (助産診断学、及び助産技術学)	助産の実践に必要な基本的技術を理解させる。 1. 分娩介助 (1) 正常 (2) 異常分娩の介補(救急処置を含む) 2. 助産婦活動に必要な人間関係の技法(助産婦と妊産褥婦との人間関係、家族関係調整等) 3. 保健医療チームメンバーとの連携 4. 健康教育の技法 (1) 個別的指導の技法(性、不妊等のカウンセリング等) (2) 集団の健康教育における教育計画と指導法(性教育、婚前学級、出産準備教育、育児学級等) 5. 助産を系統的に行うための助産過程の内容と展開方法 (1) マタニティサイクルにおけるケアと指導 1) 妊産褥婦、新生児のケア(正常、異常)

別表 1 授業科目とその教科内容(その2)

科目	時間数	教科内容
		2) 栄養指導 3) 出産準備教育 4) 乳房ケア 5) 産痛緩和法等 (2) 乳幼児のケアと指導 1) 栄養指導 2) 育児に関する家族指導 3) ハイリスク児の養育等 (3) 女性のライフサイクルにおけるケアと指導 1) 性及び性機能に関する諸問題 2) 家族計画 3) 婦人科疾患の早期発見の技法等 6. その他
地域母子保健	60 講義 15 実習 45	助産婦として地域の母子保健を推進する基礎的能力を習得させる。 1. 地域の母子保健の課題と対策 2. 母子保健サービスの組織と提供(国, 自治体, その他) 3. 地域の母子保健活動における助産婦の役割と保健医療チームメンバーとの連携 4. 地域母子保健の推進に必要な地区組織の育成 5. その他
助産業務管理	60 講義 15 実習 45	助産所の運用及び助産業務の管理に必要な基礎的能力を習得させる。 1. 助産婦の業務の範囲と法的責任 2. 助産業務の管理に必要な知識, 助産業務を効果的に遂行できる能力 3. ヘルスケアの提供と助産婦が行うケアとの調整 4. 助産所の管理者に必要な能力 5. その他

別冊 看護学雑誌 **JNスペシャル** No.10

医学書院

看護のためのPOS

日野原重明・井部俊子 編集

●AB判・2色刷・140ページ・定価 ¥1,545(税込)

患者の問題を的確に解決するシステムPOSは、日本の看護界にも急速に広まっていながら、まだまだ正しく理解されていません。POSの基本となる考え方、看護とはどう関わってくるのか、JNスペシャルNo.10は、日本にPOS(問題志向型システム)を広めた先生方が、その実体をわかりやすく解説した、理論から実践への入門編です。

別表 2 機械器具及び模型

品名	数量	品名	数量
分娩台	2	縫合用具一式(持針器, 針)等	学生 4 人に 1
分娩介助用器具		新生児救急処置用具一式	学生10人に 1
分娩介助用機械器具一式	各々学生 4 人に 1	酸素吸入用具	適当数
分娩介助用リネン一式		排泄用器具	各々適当数
器械台, ベースン, カスト, カスト	各々適当数	浣腸用具一式	
台, 点滴用スタンド等		導尿用具一式	
ファントム	学生10人に 3	調乳用具一式	適当数
沐浴用具	各々学生 4 人に 1	離乳食調理用具一式	適当数
沐浴用トレイ		栄養指導用フードモデル各種等	適当数
沐浴槽		モデル人形	各々学生10人に 1
沐浴人形		気管内挿管練習人形(乳幼児用)	
新生児用衣類		妊婦腹部触診モデル人形	
トラウベ式揗状聴診器	学生 2 人に 1	新生児人工蘇生人形等	
妊娠暦速算器	学生 4 人に 1	各種模型	
診察台	2	乳房解剖模型	2
新生児ベッド	2	骨盤底筋肉模型	2
新生児処置台	1	骨盤径線模型	2
リネン類一式	各種適当数	子宮頸管模型	適当数
妊婦用		内診模型	適当数
新生児用		骨盤模型	2
乳児用		胎児発育順序模型	2
分娩袍	各々適当数	ベッサリー指導模型	学生 4 人に 1
膿盆		乳房マッサージ訓練模型等	適当数
コッヘル		受胎調節指導用具一式	学生 4 人に 1
臍帯剪刀		プレストシールド	適当数
気管カテーテル		視聴覚教材	
膿盆等		VTR 装置一式	1
家庭訪問指導用具	学生 4 人に 1	ビデオカメラ	適当数
訪問袍		教材用ビデオテープ	適当数
血圧計		スライド映写機	適当数
両耳聴診器		カメラ	適当数
体重計		オーバーヘッドプロジェクター	1
ストップウォッチ		ラジオカセットテープレコーダー	1
イクテロメーター等		携帯用カセットテープレコーダー	学生数
計測用器具	各々適当数	ワイヤレスマイク	適当数
体重計, 巻尺, 血圧計, 骨盤計, 骨		その他	
盤内計測器, 骨盤傾角測定器, 恥骨		シャーカステン	1
角度計, 児頭計測器, 胎盤計測器等		パーソナルコンピューター	適当数
手術用器具		(又はワードプロセッサー)	
子宮内容清掃用具一式	1	印刷機	1
吸引娩出器	1	複写機	1
産科鉗子	適当数		